



地震保険料控除が創設!

これまでの損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

- ・町民税・県民税は平成20年度分から、所得税は平成19年分から適用されます。
- ・短期損害保険料控除は廃止されました。
- ・長期損害保険料控除は、経過措置として、平成18年12月31日までに契約を締結したものに限り、「旧長期損害保険料控除」の対象となります。

■町民税・県民税の地震保険料控除額の計算

1. 契約のすべてが地震保険契約のみの場合

控 除 額	最高限度額
支払った保険料の1/2	25,000円

2. 契約のすべてが旧長期損害保険契約のみの場合

支払った保険料の金額	控 除 額	最高限度額
5,000円以下	支払った保険料の全額	10,000円
5,001円から15,000円まで	支払った保険料の金額×1/2+2,500円	
15,001円以上	10,000円	

3. 地震保険料と旧長期損害保険料の契約とがある場合

支払った保険料の金額	控 除 額	最高限度額
地震保険料が50,000円未満の場合	地震保険料の額の1/2と、その25,000円に満たない部分を最高限度額として、かつ旧長期損害保険料を10,000円を限度として計算した金額との合計額。	25,000円
地震保険料が50,000円以上の場合	25,000円	

※「3」の金額を計算する場合、一つの損害保険契約等または、一つの長期損害保険契約等が地震保険契約及び旧長期損害保険契約のいずれにも該当するときは、いずれか一つの契約のみに該当するものとして計算し、有利な方で控除することができます。

■所得税の地震保険料控除額の計算

1. 契約のすべてが地震保険契約のみの場合

支払った保険料の金額	控 除 額	最高限度額
50,000円以下	支払った保険料の全額	50,000円
50,000円超	50,000円超	

2. 契約のすべてが旧長期損害保険契約のみの場合

支払った保険料の金額	控 除 額	最高限度額
10,000円以下	支払った保険料の全額	15,000円
10,001円から20,000円まで	支払った保険料の金額×1/2+5,000円	
20,001円以上	15,000円	

3. 地震保険料と旧長期損害保険料の契約とがある場合

支払った保険料の金額	控 除 額	最高限度額
地震保険料が50,000円未満の場合	地震保険料の額の全額と、その50,000円に満たない部分を最高限度額として、かつ旧長期損害保険料を15,000円を限度として計算した金額との合計額。	50,000円
地震保険料が50,000円以上の場合	50,000円	

※「3」の金額を計算する場合、一つの損害保険契約等または、一つの長期損害保険契約等が地震保険契約及び旧長期損害保険契約のいずれにも該当するときは、いずれか一つの契約のみに該当するものとして計算し、有利な方で控除することができます。